

「都道府県の公共調達改革に関する指針」(緊急報告)に基づく
都道府県実施状況調査及び取り組みの影響調査の結果について

1 各都道府県の取組状況

- コンプライアンスの徹底については、いずれの都道府県でも何らかの取組を実施している。[P.1]
- 一般競争入札については、約半数の都道府県が1千円万円以上の工事に原則全面適用している。[P.1]
- 電子入札については7割の都道府県で全面導入済みとなっている。[P.1]
- 総合評価方式については、4割の都道府県が平成19年度に101件以上導入しており、7割の都道府県が20年度に101件以上導入する予定としている。[P.1]
- その他の項目についても、この1年間で実施率が大きく伸びている。

2 改革の効果と影響

(1) 一般競争入札の拡大

<競争性>

- 一般競争入札の拡大により競争性が高まった結果、平均落札率が低下している。[P.2]

<品質>

- 一般競争入札の拡大に伴う品質の低下は数値に表れていない。[P.3]

<県内企業の受注率>

- 県内企業の受注率は全県平均で微増、一般競争入札の拡大による影響はほとんど表れていない。[P.4]

<低価格入札>

- 一般競争入札を拡大した都道府県で低価格の入札が増加している。
(一般競争入札の拡大による影響が考えられる。)[P.2]

<倒産>

- 建設工事業者の一都道府県当たりの倒産件数は、全国平均で3.4件増加しているが、全体の倒産件数に対する割合は0.5ポイント減少している。[P.5]
- 一般競争入札の拡大による影響はほとんど表れていないが、公共事業費の増減と倒産割合の間には相関が認められる。[P.5]

※ []は資料3の参照ページを示す。

<受注者から見た影響>

- 建設業者へのアンケートでは、一般競争入札の影響として利益率の低下を挙げる会社が最も多い。[P.6]
- 利益率の低下の影響としては、「労務費の圧縮が必要になった」「下請企業への値下げ要請をせざるを得なくなった」「経営の継続が難しくなった」「建設業界への就職を志望する若者が減少し人材確保が難しくなった」といった問題を挙げる会社が多い。[P.7]
- また、「競争性が高まりなかなか受注できなくなった」「配置予定技術者の資格要件が厳しく技術者の有効活用が難しくなった」「地元企業の受注が難しくなった」とする会社も多い。[P.6]

<受注者の意向>

- 一般競争入札の今後の方針について聞くと、半数の会社が導入件数の現状維持を求めている。縮小を希望する会社も4割ある。[P.11]
- 一方、指名競争入札の今後の方針について聞くと、半数以上の会社が拡大すべきとしている。(質問の仕方によって回答が若干異なる。)[P.19]
- 指名競争入札拡大の理由として、地元企業の受注機会の確保、災害協力の考慮、中小企業の育成、不良不適格業者の排除を挙げる会社が多い。[P.19]
- また、大部分の会社が最低制限価格の引き上げを希望している。[P.12]

(2) 総合評価方式の拡充

<品質>

- 全ての都道府県で総合評価方式を導入した工事の方が全工事平均よりも工事成績評定点が高い。[P.3]
- また、総合評価方式の導入件数が多い都道府県ほど全体の工事成績評定点が高くなる傾向が見られる。(総合評価方式の導入が全体の工事成績を押し上げていることが考えられる。)[P.3]

<受注者から見た影響>

- 建設業者へのアンケートでは、総合評価方式の拡大の影響として、「提案内容の実現に必要以上のコストがかかるようになってきている」、「技術力が正当に評価されているのか不安である」、「発注までに時間がかかり、技術者の稼働率が低下した」を挙げる会社が多く、規模の大きな会社ほどこれらの項目を選択している。[P.8]
- 逆に、小さな会社ほど「資料の作成に手間がかかり参加意欲が低下した」と回答している。[P.8]

<受注者の意向>

- 今後の方針としては、会社の規模にかかわらず、7割の会社が総合評価方式の拡大または現状維持を希望している。[P.13]

- 規模の大きな会社ほど、導入件数の拡大や技術評価のウエイト拡大を求めている。[P.13,14]

(3) 電子入札の導入

- 電子入札導入に向けての取組は確実に進行しており、建設業者へのアンケートでも、縮小を求める会社は規模の小さな会社でその割合がわずかながら高くなるが、ほとんどの会社が拡大、現状維持を希望している。[P.15]
- 電子入札は業界にも定着しつつある。

(4) ペナルティの強化

- 指名停止期間の延長や違約金の額の引き上げはほとんどの都道府県で実施しているが、この緩和を求める会社はいずれも1割程度である。[P.16,17]

3 建設業者としての対応

- 談合防止のため、法令遵守にかかる社員教育や談合決別宣言を行っている会社が多い。[P.9]
- 公共調達への対応としては、「技術力の強化」「民間からの受注拡大」「非常時用の資機材を保有しない」を挙げる会社が多い。[P.10]
- 規模の大きな会社では、「技術力の強化」を挙げる会社の割合が非常に高い点、小規模な会社では大規模な会社に比べて「廃業の検討」を挙げる割合が高い点に特長がある。[P.10]
- 「他社との合併」を挙げる会社は少ない。[P.10]

-まとめ-

<総評>

- 各都道府県の公共調達改革は概ね順調に進展している。
- 一般競争入札の拡大により競争性が高まり、総合評価の拡充により品質の向上が図られている。
- 一般競争入札については4割の会社が縮小を求めており、受け入れにはまだ多少の時間を要するものと思われる。
- 品質の低下や倒産件数の増加などマイナスの影響は今のところ顕在化していないが、改革を急激に進めると影響が出る可能性もある。

<改革を進めるに当たっての留意点>

- 一般競争入札の拡大など業界に与えるインパクトが強い改革については、多少時間をかけて、業界への影響を確認しながら進める必要がある。
- 一般競争入札の拡大に当たっては、最低制限価格の引き上げなど低入札の防止策を充実させることが重要である。また、地元企業の育成に十分配慮する必要がある。
- 総合評価方式の拡充に当たっては、技術力が正当に評価されているか不安であるとの意見もあり、評価の公平性、透明性に十分配慮する必要がある。
- 総合評価方式や電子入札については縮小を求める会社は比較的少なく、業界にも受け入れられつつあるが、拡大に当たっては、規模の小さな会社への配慮が必要である。